

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

奈良市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業(がん検診等各種検診)の実施に関する事務
②事務の内容 ※	<p>がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき策定されたがん対策推進基本計画(令和5年3月)に掲げられた「がん検診の受診率60%」という目標を達成するために、がん検診対象者の台帳を整備し対象者個人への受診勧奨を行う。また、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく健康増進事業の実施に関する事務で、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)で定められた次の①～⑫の検診について、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。①歯周疾患検診、②骨粗しょう症検診、③健康診査(保険未加入者等)、④肝炎ウイルス検診、⑤胃がん検診、⑥肺がん検診、⑦大腸がん検診、⑧子宮頸がん検診、⑨乳がん検診、⑩胃がんリスク検診、⑪肺がん低線量CT検診、⑫胃がん内視鏡検診</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>(1)検(健)診受診時における対象者の該当・非該当の判断に利用</p> <p>(2)当該市町村の住民であってかつ当該市町村以外の市町村(以下「他の市町村」という。)に居住していたものに対し、当該他の市町村が当該住民に対して行った健康増進事業に関する情報の提供を求めることができるものとする。当該「健康増進事業に関する情報」は、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第4条の2に掲げる事業(同条第4号及び第5号に規定する特定健康診査非対象者に対する健康診査及び保健指導を除く。以下この①において「検診」という。)に関する情報のうち次に掲げる情報とすること。</p> <p>ア 検診(精密検査(既に行われた検診の結果に基づき、より精密なものとして行われる検診をいう。ウにおいて同じ。)を除く。イにおいて同じ。)の受診の有無</p> <p>イ 検診を受診している場合にあつては、次に掲げる情報</p> <p>(ア)当該受診の年月日(イ)当該検診を実施した機関の名称(ウ)当該受診時における当該住民の年齢(エ)当該検診が当該住民に対して個別に実施されたものであるか又は集団的に実施されたものであるかの別(オ)当該検診の結果</p> <p>ウ 精密検査が必要である旨の通知があつた場合にあつては、次に掲げる情報((イ)から(エ)までに掲げる情報については、当該住民が当該精密検査を受診している場合に限る。)(ア)当該精密検査の受診の有無(イ)当該精密検査の受診の年月日(ウ)当該精密検査を実施した機関の名称(エ)当該精密検査(肝炎ウイルス検診及びがん検診に係るものを除く。)の結果</p>
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
<b>システム1</b>									
①システムの名称	母子健康管理システム								
②システムの機能	<p>本事務は、母子健康管理システムのうちの、健康増進事業サブシステムである以下の機能を使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 照会機能: 氏名、生年月日、性別等の照会</li> <li>2. 入力機能: 各種成人検(健)診の受診結果の入力</li> <li>3. 統計分析機能: システム内の全ての情報を使用した統計分析、集計表作成</li> <li>4. 帳票作成機能: 該当者名簿、宛名シール、報告様式の作成</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input type="radio"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ <input type="radio"/> ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ <input type="radio"/> ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								
<b>システム2～5</b>									
<b>システム2</b>									
①システムの名称	共通基盤システム								
②システムの機能	<p>庁内でのデータ連携機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 既存住民基本台帳システムから住民登録異動情報を取り込み、各業務の宛名データへ連携する。</li> <li>2. 各業務システムが作成した住登外宛名へ連携する。</li> <li>3. 税・福祉など各業務システムが他業務へ連携するデータを授受する。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input type="radio"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="radio"/> ] その他 ( 各種業務システム</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等	[ <input type="radio"/> ] 税務システム	[ <input type="radio"/> ] その他 ( 各種業務システム	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等	[ <input type="radio"/> ] 税務システム								
[ <input type="radio"/> ] その他 ( 各種業務システム	)								
<b>システム3</b>									
①システムの名称	団体内統合宛名システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の者について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能</li> <li>2 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムで宛名情報(送付先、住登外情報等を含む)を団体内統合宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する機能</li> <li>3 中間サーバ連携機能: 中間サーバまたは中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能</li> <li>4 各業務システム接続機能: 既存住基システム及び番号利用事務を扱う各業務システムの要求に基づき、個人番号または団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input type="radio"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="radio"/> ] その他 ( 各種業務システム、中間サーバ</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等	[ <input type="radio"/> ] 税務システム	[ <input type="radio"/> ] その他 ( 各種業務システム、中間サーバ	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等	[ <input type="radio"/> ] 税務システム								
[ <input type="radio"/> ] その他 ( 各種業務システム、中間サーバ	)								

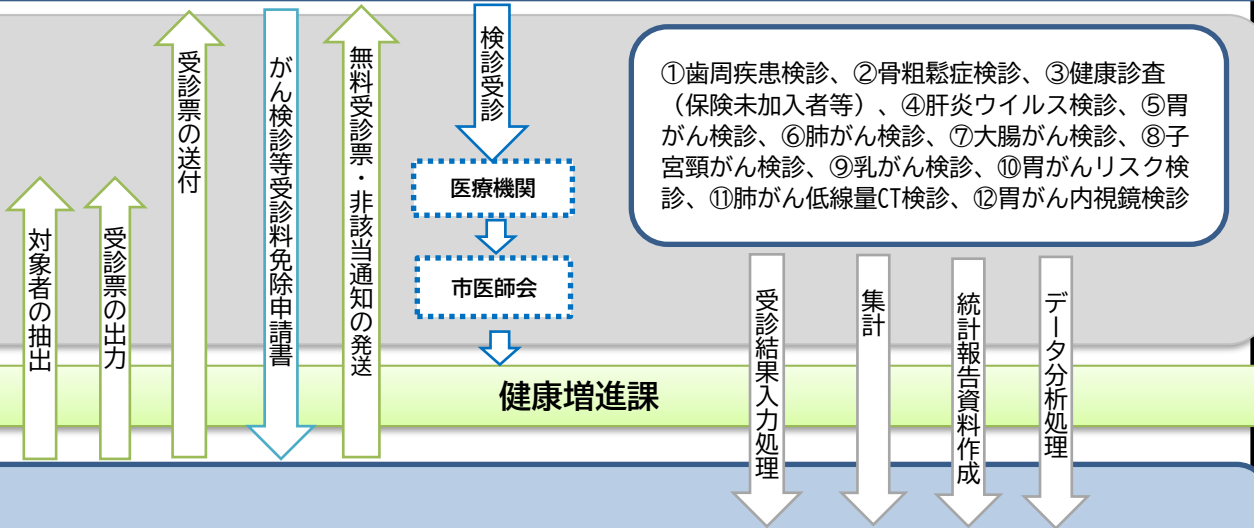
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>9 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [    ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[    ] 宛名システム等    [    ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム )</p>
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
各種成人検診情報ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	市町村が実施する健康増進事業について、住民の過去の検診結果等の情報を把握し、より適切な保健指導や検診の受診勧奨等に資するよう住民の転居に際し自治体間で検診結果等の情報連携が求められており、照会による情報提供に迅速・的確に応じることが必要なため。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供のために要する手間を省き、行政手続きの利便性が図られる。</li> <li>・受診者本人が検診結果等を閲覧できるようになり、電子記録として本人等が正確に把握し、自身の健康増進等に活用することができる。</li> </ul>
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の76の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条</p> <p>奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項 別表第2 10の項</p>

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8項 別表第二102の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和3年内閣府・総務省令第9号)第50条 健康増進法第17条第1項及び第19条の2の実施に関する事務で健康増進法施行規則第4条の2の歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診の情報 (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8項 別表第二102の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和3年内閣府・総務省令第9号)第50条 健康増進法第17条第1項及び第19条の2の実施に関する事務で健康増進法施行規則第4条の2の歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診の情報
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部 健康増進課
②所属長の役職名	健康医療部 健康増進課長
8. 他の評価実施機関	
-	

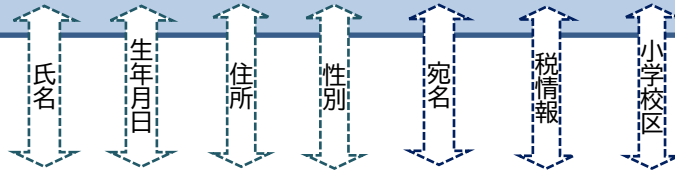
(別添1) 事務の内容

住民

検診業務



母子健康管理システム



共通基盤システム (庁内連携システム)

各業務システム

団体内統合宛名システム 中間サーバ連携 (DX推進課)

中間サーバ

情報提供ネットワークシステム (インターフェイスシステム)

情報連携

(備考)

特定個人情報の流れ

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
各種成人検診情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進事業の対象者となる奈良市の住民基本台帳に記録された20歳以上の女性、および40歳以上の男性
その必要性	健康増進事業(がん検診等各種検(健)診)の対象者やその人の受診情報を管理する必要があるため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>【個人番号】 ・個人番号と宛名情報をひもづけて、本人を特定するため</li> <li>【その他識別情報】 ・自治体内で個人を特定するため</li> <li>【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するため</li> <li>【地方税関係情報】 ・奈良市各種検診実施規則にもとづき受診者負担金を設定するため</li> <li>【健康・医療関係情報】 ・検(健)診情報を利用した事務を実施するため</li> <li>【生活保護・社会福祉関係情報】 ・奈良市各種検診実施規則にもとづき受診者負担金を設定するため</li> <li>【学校・教育関係情報】 ・小学校区情報を利用した事業分析を実施するため</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年4月1日
⑥事務担当部署	健康医療部健康増進課



3. 特定個人情報の入手・使用													
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 同一団体内 )												
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )												
③入手の時期・頻度	・対象者については、転入・転出等の異動があった日の翌日(日次バッチ)に、庁内連携システムを介して入手している。 ・健康増進事業(がん検診等各種検(健)診)の受診情報について医療機関から検(健)診結果票が届く都度												
④入手に係る妥当性	健康増進事業(がん検診等各種検(健)診)の対象者やその人の受診情報を管理する必要があるため												
⑤本人への明示	番号法第十四条第1項及び番号法別表第二の百二の二により個人番号の提供を求められることができる												
⑥使用目的 ※	健康増進法に基づき、対象者の抽出、受診票の出力、受診結果入力処理、集計、統計報告資料作成、データ分析処理を行い、住民ひとりひとりの多様な健康情報を一元的に管理し、活用することで、住民への健康指導を効率的・効果的かつ継続的に行う。												
	<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>-</td> </tr> </table>	変更の妥当性	-										
変更の妥当性	-												
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td>健康増進課</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td>           [ 10人未満 ]           <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	健康増進課	使用者数	[ 10人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
	使用部署 ※	健康増進課											
使用者数	[ 10人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上				
<選択肢>													
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満												
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満												
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上												
⑧使用方法 ※	①がん検診等各種検(健)診の対象者であることの確認 ②検(健)診受診後の確認や分析 ③同一人の健康情報の特定とその健康情報の継続的な管理 ④情報提供ネットワークシステム連携、団体内統合宛名システムを通し健康増進事業に関する情報提供を行う												
	<table border="1"> <tr> <td>情報の突合 ※</td> <td>宛名情報と個人番号をひもづけて、本人であることを特定する。</td> </tr> <tr> <td>情報の統計分析 ※</td> <td>個人番号を用いた統計分析は行わない。</td> </tr> <tr> <td>権利利益に影響を与え得る決定 ※</td> <td>該当なし</td> </tr> </table>	情報の突合 ※	宛名情報と個人番号をひもづけて、本人であることを特定する。	情報の統計分析 ※	個人番号を用いた統計分析は行わない。	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし						
情報の突合 ※	宛名情報と個人番号をひもづけて、本人であることを特定する。												
情報の統計分析 ※	個人番号を用いた統計分析は行わない。												
権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし												
⑨使用開始日	平成29年4月1日												

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	母子健康管理システムの運用・保守作業	
①委託内容	母子健康管理システムの運用・保守作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	健康増進事業(がん検診等各種検(健)診)の対象者	
その妥当性	システムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者に委託している	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( LGWANのファイルアップロード機能 )	
⑤委託先名の確認方法	評価書による公表	
⑥委託先名	株式会社 両備システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8項 別表第二102の2項
②提供先における用途	健康増進事業の実施に関する事務
③提供する情報	健康増進法による歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診の情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診の対象であった者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ機器は厳格な入退室管理を行っている区画に設置し、施錠できるサーバラックに保管</li> <li>・サーバへのアクセスは、ICカードとパスワードによる端末ログイン認証及びシステム上のID/パスワードによる認証が必要</li> <li>・紙資料等の保管年限内は、施錠できる事務室内又は書庫での保管を行っている</li> <li>・停電によるデータ消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。</li> <li>・免震構造の施設内にサーバを設置している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[            20年以上            ]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性		<p>副本データとして保存すべき情報の年限については、がん検診によって把握した情報は5年間、肝炎ウイルス検診によって把握した情報は生涯、骨粗しょう症検診又は歯周疾患検診によって把握した情報は10年間とされている。また、健康増進法第九条の健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針において、生涯を通じた自己の健康管理の観点から、継続的な検診(健診)データの保管が望まれ、できる限り長期間、健診データを保存し参照できるようにすることが望ましいとされている。</p>												
③消去方法		<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PC等電子機器の廃棄時には、データの復元が不可能となるよう物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> <li>・紙資料等については、文書管理規程に基づいて保存年限経過後、個人情報の流失がないよう適切な方法により廃棄処分している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>												
7. 備考														
—														

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

各種検診事業

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 (各種成人検診情報ファイル) 1/5

個人基本情報		健康診査情報			
1	個人番号	1	受診年度	35	健康指導の利用
2	総合宛名番号	2	受診日	36	身長
3	宛名番号	3	受診日年齢	37	体重
4	世帯番号	4	年度末年齢	38	腹囲
5	カナ氏名	5	実施医療機関	39	BMI
6	漢字氏名	6	訪問有無	40	血圧 (収縮期)
7	生年月日	7	既往歴有無	41	血圧 (拡張期)
8	性別	8	既往歴詳細	42	中性脂肪
9	続柄	9	自覚症状有無	43	HDL
10	郵便番号	10	自覚症状詳細	44	AST
11	住所	11	服薬の有無	45	ALT
12	方書	12	服薬の詳細	46	γGPT
13	地区名	13	喫煙歴有無	47	空腹時血糖
14	小学校区	14	血圧を下げる薬	48	随時血糖
15	電話番号	15	血糖を下げる薬	49	HbA1c
16	異動事由	16	コレステロールを下げる薬	50	赤血球
17	異動日	17	脳卒中	51	白血球
18	異動届出日	18	心臓病	52	Ht
19	住民になった異動日	19	腎不全・透析	53	クレアチニン
20	住民でなくなった事由	20	貧血	54	eGFR
21	住民でなくなった異動日	21	たばこ習慣	55	血清尿酸
22	住民区分	22	20歳からの体重増加	56	尿糖
23	転入前住所	23	運動習慣	57	尿たんぱく
24	転出後住所	24	歩行	58	心電図
25	がん検診区分	25	歩く速度	59	メタボ判定
26	がん検診世帯区分	26	1年間の体重増加	60	医師の判断
		27	食べる速度	61	疾患名
		28	就寝前2時間の食事		
		29	夜食・間食		
		30	朝食		
		31	飲酒		
		32	飲酒量		
		33	睡眠		
		34	生活習慣改善		

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 (各種成人検診情報ファイル) 2/5

## がん検診等の情報

大腸がん検診		胃がん検診		HPV検査検証事業	
1	受診年度	1	受診年度	1	受診年度
2	受診日	2	受診日	2	受診日
3	受診日年齢	3	受診日年齢	3	受診日年齢
4	年度末年齢	4	年度末年齢	4	使用検査キット
5	検診区分	5	検診区分	5	検体の種類
6	受診区分	6	受診区分	6	採取器具
7	便潜血1 (定性)	7	実施医療機関	7	検体の適正・不適正
8	便潜血2 (定性)	8	実施会場	8	HPV検査結果
9	判定	9	X線番号	9	細胞診・HPVの検査結果
10	実施医療機関	10	総合指導区分	10	次回検査時期
11	実施会場	11	所見	11	子宮頸がんにかかったことがある
12	請求月	12	検査中の偶発症	12	子宮頸部の手術をしたことがある
13	料金区分	子宮頸がん検診		13	子宮を摘出している
肺がん検診		1	受診年度	14	子宮頸部の異常で経過観察中
1	受診年度	2	受診日	15	研究への同意
2	受診日	3	受診日年齢	乳がん検診	
3	受診日年齢	4	年度末年齢	1	受診年度
4	年度末年齢	5	検診区分	2	受診日
5	検診区分	6	受診区分	3	受診日年齢
6	受診区分	7	2年連続	4	年度末年齢
7	実施医療機関	8	実施医療機関	5	検診区分
8	実施会場	9	実施会場	6	受診区分
9	X線番号	10	請求月	7	2年連続
10	喫煙指数	11	ベセスダ分類	8	乳がん自己検診
11	血痰有無	12	日母分類	9	乳房手帳
12	職業性	13	頸部区分	10	実施医療機関 (マンモ)
13	喀痰有無	14	体部判定	11	実施医療機関 (視触診)
14	判定区分 (レントゲン)	15	体部区分	12	実施会場
15	喀痰区分	16	臨床診断	13	請求月
16	総合判定 (レントゲン+喀痰)	17	臨床的指示	14	カテゴリー分類
17	所見	18	標本の作成法	15	指導区分
18	指導区分	19	採取器具	16	偶発症の有無
19	検査中の偶発症	20	検査中の偶発症		

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目(各種成人検診情報ファイル) 3/5

## がん検診等の情報

歯周疾患検診		胃がんリスク検診		肝炎ウイルス検診	
1	受診年度	1	受診年度	1	受診年度
2	受診日	2	受診日	2	受診日
3	受診日年齢	3	受診日年齢	3	受診日年齢
4	年度末年齢	4	年度末年齢	4	年度末年齢
5	検診区分	5	検診区分	5	検診区分
6	実施医療機関	6	実施医療機関	6	実施医療機関
7	請求月	7	請求月	7	C型判定結果
8	既往歴	8	受診区分	8	C型判定理由
9	自覚症状	9	検診番号	9	B肝
10	TBI	10	胃・十二指腸疾患で治療中	胃がん内視鏡検診	
11	歯磨き回数	11	プロトンポンプ阻害剤服用中	1	受診年度
12	歯磨き時期	12	胃の切除手術を受けたことがある	2	受診日
13	交換時期	13	腎臓が悪いと言われたことがある	3	受診日年齢
14	歯みがき剤の使用	14	ピロリ菌を除菌したことがある	4	年度末年齢
15	フッ化物	15	ピロリ菌除菌年月	5	受診区分
16	歯磨き剤の使用	16	血清ヘリコバクターピロリ抗体	6	実施医療機関
17	喫煙習慣	17	血清ヘリコバクターピロリ抗体 判定	7	総合指導区分
18	たばこ歯周病	18	血清ペプシノゲン値 PG I 値	8	所見
19	検診歴	19	血清ペプシノゲン値 PG II 値	9	検査中の偶発症
20	現在の歯数	20	血清ペプシノゲン値 PG I / II 比	肺がん低線量CT検診	
21	歯肉	21	血清ペプシノゲン値 判定	1	受診年度
22	その他の所見	22	ABC判定	2	受診日
23	指導内容	23	事後指導	3	受診日年齢
24	判定	24	他院紹介先名	4	年度末年齢
25	要精検内訳	25	他院紹介先名(日本語)	5	検診区分
骨粗しょう症検診		26	精密検査以外の反応	6	受診区分
1	受診年度	27	ポイント交換年度	7	実施医療機関
2	受診日	28	ポイント交換受付日	8	喫煙指数
3	受診日年齢	29	ポイント交換窓口	9	血痰有無
4	年度末年齢	30	医療機関での支払額	10	職業性
5	検診区分	31	ポイント付与額	11	判定区分 (CT)
6	実施医療機関			12	所見
7	指導区分			13	指導区分
				14	検査中の偶発症







### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
各種成人検診情報ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク							
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手は、共通基盤システムとの連携や情報連携等でのみ行い、申請書等の紙媒体による特定個人情報の入手は行わない。</li> <li>・対象者について、転入・転出等の異動があった日の翌日（日次バッチ）に、データを共通基盤システムを介して入手している。</li> </ul>						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携においては入手可能な情報を限定し、必要な情報以外入手できないことをシステム上で担保する。</li> <li>・検（健）診結果票以外の書類など不要なものは受け取らず、返還するようにする。</li> </ul>						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の入手は共通基盤システム経由でバッチで取得することに限定する。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク							
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者について、転入・転出等の異動があった日の翌日（日次バッチ）に、データを共通基盤システムを介して入手している。入手元において、本人確認の措置を行っている。</li> <li>・検（健）診結果を入力する際には、住民基本台帳記録の有無、性別、年齢を確認し、検診項目の対象者であることを確認している（入力手順に記載）。</li> </ul>						
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入手する個人番号については、入手元で真正性を確認している。入手元は市民課であり、住基システムから共通基盤システム経由でバッチで取得する。</li> </ul>						
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通基盤システムで入手する特定個人情報については、入手元で正確性を確認している。</li> <li>・検（健）診結果票に基づいた入力後にチェックを行い、間違いがあれば適宜修正することで正確性を確保している。</li> </ul>						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の基幹系システム以外とは、外部接続しない。</li> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。</li> <li>・認証後は利用機能の許可機能により、そのユーザーがシステム上で許可されていない機能に対しては利用できない。許可機能は、管理者（課長補佐、係長）が設定する。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
—							

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス制御機能により、権限のない担当者が評価対象事務に必要な情報にアクセスできない。個人番号利用の設定は、デフォルト不可になっている。</li> <li>・個人番号データについて、必要な機能(個人番号からの個人検索)以外ではユーザーが利用できないようにセキュリティ制御を実施している。</li> <li>・各業務(利用事業単位)に対しての利用可否権限を設定し、利用不可業務については利用できない仕組みとしている。</li> <li>・個人番号を用いた統計分析は行わない。</li> <li>・EUCには個人番号は出力されない。</li> <li>・画面検索は閲覧権限がある者のみが実行可能となっている。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を限定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。</li> <li>・認証後は利用認可機能により、そのユーザーが既存システム上で利用可能な機能を制限する。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用のID利用を禁止し、IDは一人1つ発行している。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IDの発行では、業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請する。</li> <li>・IDは、職員番号を利用しており、パスワードは本人が申請し、該当業務の権限は管理者が入力する。</li> <li>・パスワードは、英数混在8ケタ以上で、有効期限設定を行っている。</li> <li>・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動翌日に、異動退職者のIDを失効(使用不可に設定)させる。</li> </ul>
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者が定期的(パスワードを変更するタイミング、異動退職があった際)に一覧表を出力して、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。利用課にて新規採用者や異動退職者があった場合は、母子保健課に連絡して新規登録または使用不可設定を行う。</li> <li>・パスワードは、端末機に記憶させない。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、一定期間適切に保管する。必要に応じて操作履歴を解析する。記録は、エクセルにてログ出力が可能。操作履歴を確認するのは管理者となっている。</li> <li>・個人番号利用の権限確定者とログ解析者が一致しないように、運用ルールで取り決めている。</li> <li>・ログでは、操作を行ったユーザーID、操作した機能名、操作対象となった宛名番号、画面上に表示されたすべての宛名番号を記録する。</li> <li>・操作履歴の保管は、5年間とする。ログ消去機能はなく、SEが来課時に管理者に確認の上手動でログを削除する。</li> <li>・画面上のハードコピーは、事務処理に必要な範囲のみにとどめている。右クリックのテキストコピーは利用できないようになっている。ハードコピーは、事務処理終了後にシュレッダーにかけている。</li> <li>・データ抽出機能によりデータを絞って出力する場合には、個人番号が含まれない仕組みとなっている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部媒体への出力は、権限を持つ者(管理職)のみが行う。</li> <li>外部記録からサーバーに、コピーや移動をしない運用ルールとなっている。</li> <li>システムを操作した履歴を記録し、特定できることを周知し、事務外の利用を抑止している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部媒体への出力は、権限を持つ者(管理職)のみが行う。</li> <li>外部記録からサーバーに、コピーや移動をしない運用ルールとなっている。</li> <li>委託先に対しては、仕様書にて許可を得ない個人情報の複製を禁止し、個人情報保護に関する取扱いを契約書に明記している。仕様書に、外部持ち出し禁止の旨記載している。</li> <li>個人番号が表示される機能は、画面ハードコピーをとらない運用となっている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・端末機には、スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。スクリーンセーバーの解除は、再度パスワード入力を行い、ログインすることが必要となる。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託先を選定する際に、ISO9001 とプライバシーマーク 若しくは ISO /IEC 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)と同等の認証の取得を基本的な要件としている。 ・委託するときは、個人情報の保護に関する法律等に基づき、特定個人情報を含む全ての個人情報に対して、適切に事業を行える委託先であることを確認している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	システムで特定個人情報を閲覧者・更新者の制限を行っている	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	システムで特定個人情報を取り扱った場合は、ログとしてすべての記録を残すようにしている	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への提供は認めていない。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	クラウド型母子健康管理システムのの利用に関する契約書に基づき、個人情報を業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供はしない。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	消去作業は委託業務の対象としていない。委託先に変更に伴う消去については、発注者の指定する方法により、返還し、又は廃棄する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報の保護に関する法律に基づき、特定個人情報を含む全ての個人情報に対して以下のことを契約書上に明記するようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。</li> <li>・個人情報の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。</li> <li>・個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。</li> <li>・個人情報を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。</li> <li>・個人情報の全部又は一部を委託元の許可なく複製し、又は複製しないこと。</li> <li>・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託元に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について委託元に報告すること。</li> <li>・委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。</li> <li>・個人情報の収集は目的達成のための必要な範囲内で適法かつ公正な手段で行うこと。</li> <li>・個人番号及び特定個人情報の持ち出し禁止。</li> <li>・特定個人情報を取扱う従業者や取扱う特定個人情報等の範囲を明確にすること。</li> <li>・個人情報等の取扱い状況について資料の提出や調査を求められた場合は、これを拒んではならないこと。</li> <li>・目的外使用の禁止・権利・義務の譲渡等の禁止・機密の保持・個人情報取扱特記事項の遵守。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
漏えい等の事故が発生した場合は、当該漏えい等の事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に報告し、その指示に従うとともに、漏えい等の事故報告書を提出する。		

**5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** [ ○ ] 提供・移転しない

**リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク**

特定個人情報の提供・移転の記録	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
-----------------	------------------------------	--

具体的な方法	
--------	--

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 定めている                                      2) 定めていない
---------------------	------------------------------	--

ルール内容及びルール遵守の確認方法	
-------------------	--

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	------------------------------	---

**リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク**

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	------------------------------	---

**リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク**

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	------------------------------	---

**特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置**

--	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能  (※2) 番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの  (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ通信し、特定個人情報の入手のみを行うよう設計されるため、安全性が担保されている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムは、照会対象者に付番された正しい個人番号(個人番号の真正性の確認は、「Ⅲ. 2. リスク3」を参照)に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>・職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手にのみ応答するため、漏えい・紛失のリスク軽減している(※)</li> <li>・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている</li> <li>・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバと団体間の接続についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)又は特定個人情報を管理し、中間サーバの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を不可とすることで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>



リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;                  ・団体内統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ通信し、特定個人情報の提供のみを行うよう設計されるため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。                  ・職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。                  ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;                  ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。                  ・中間サーバと団体間の接続についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。                  ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている      2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;                  ・団体内統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ通信し、特定個人情報の提供のみを行うよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;                  ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。                  ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。                  ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている      2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### <団体内統合宛名システムにおける措置>

- ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。
- ・団体内統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ通信し、特定個人情報の入手・提供のみを行うよう設計されるため、安全性が担保されている。
- ・団体内統合宛名システムと自機関向けの中間サーバの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

### <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>

- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

### <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバと団体間の接続についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制限)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

### <中間サーバの運用における措置>

- ・中間サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。</li> <li>・入退者を識別および記録できるセキュリティ設備(生体認証・ICカード等)により、許可された者のみ入退可能な入退室管理を行っている。</li> <li>・特定個人情報を保管するサーバの定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持事項および個人情報取扱特記事項を含む契約を実施している。</li> <li>・委託先のデータセンター内のサーバラックは施錠可能で、サービス利用者または許可されたものから申し出がない限り開錠できないようになっている。</li> <li>・特定個人情報を記した書類及び記録媒体は施錠できる場所に保管している。</li> <li>・端末機PCについては個人情報をローカル保存せず、サーバ内の所定の保管フォルダに保存することとしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークを通じて、悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。</li> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。</li> <li>・OSは、必要に応じてセキュリティパッチ適用を実施している。</li> <li>・外部ネットワークから受信したファイルは、コンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。</li> <li>・侵入検知システム(IDS)を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。</li> <li>・委託先は情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)適合性評価制度の認定を受けている。</li> <li>・委託先は不正アクセスやデータ漏えい、コンピュータウイルスへの対策が講じられている。</li> <li>・委託先は入退者を識別および記録できるセキュリティ設備(ICカード等)により、許可された者のみ入退可能な入退室管理を行っている。</li> <li>・委託先は財団法人地方自治情報センターに、総合行政ネットワーク(LGWAN)のASPサービス(ファシリティサービス)として登録されている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	会計年度任用職員が、保管中の他人のマイナンバーカードに交付処理した後、マイナポイントを搾取し、当該マイナンバーカードを切断し破棄した。		
再発防止策の内容	職員のサービス規程や情報セキュリティ研修を強化する。 パスワードの適正管理、利用後のログアウトを徹底する。 マイナンバーカードの事務取扱時の確認を強化する。 マイナンバーカードを取り出す際に複数人でダブルチェックを実施する。 マイナンバーカード取扱手順書の見直しを実施する。 マイナンバーカード取扱い窓口等に監視カメラを増設する。 保管庫の配置場所を変更し、改めてセキュリティ区画図を明確にする。		
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理していないため、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	・住民基本台帳情報については庁内連携システムにより日次バッチで最新情報を入手している。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上必要な限りデータを保有する。</li> <li>・紙資料及び記録媒体については、文書管理規程に基づいて保存年限経過後、個人情報の流失がないよう適切な方法により廃棄処分している。</li> <li>・バックアップファイルは1日1回イメージバックアップ形式でバックアップを行っており、バックアップ世代は3世代まで保管している。</li> <li>・健康増進事業の実施目的に鑑み、収集した個人データについては、必要性がないことを確認できた場合は、消去する。</li> </ul>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分にしている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;本市における措置&gt; ・評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年1回以上担当部署にてチェックを実施する。 ・本チェックにおいて不備が生じていることが明らかになったときは、速やかにその問題を究明し、是正することとする。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分にしている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;本市における措置&gt; ・奈良市情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ監査を実施している。 ・内部監査を定期的実施する。 ・監査では、事務内容及びファイルの取扱いについて評価書記載内容から変更がないか、記載内容に基づき適切かつ確実にリスク対策が実施されているかを現地確認する。監査の結果は、書面で事務担当課へ通知するとともに、改善が必要な場合は改善を求め、改善状況を確認する。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分にしている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;本市における措置&gt; ・全庁職員を対象に、情報セキュリティについての研修を定期的実施している。 ・違反行為を行った者に対し、その都度指導する。度重なる違反行為又は重大な違反行為の場合は、懲戒処分の対象とする。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)を確保するとともに、ITリテラシーの高い運用担当者を配置することによりセキュリティリスクを低減し、また、技術力の高い運用担当者を配置することにより均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号630-8580 奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係 住所: 奈良市二条大路南一丁目1番1号
②請求方法	必要事項を記載した書面により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[ 有料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料額: 公文書作成費用として複写機にて作成したものは 白黒10円/1枚 カラー30円/1枚 )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	各種成人検診情報ファイル(健康管理システム)
公表場所	奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係 住所: 奈良市二条大路南一丁目1番1号
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号630-8580 奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係 住所: 奈良市二条大路南一丁目1番1号
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付管理票を作成し、記録を残す。</li> <li>・担当部署に速やかに連絡し、協議のうえ対応する。</li> <li>・必要に応じて庁内横断的に連絡をとり対処する。</li> </ul>

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

